

# 障害者を労働者として雇用する事業主の方へ

## —障害者雇用納付金制度に基づく主な助成金について—

障害者雇用納付金制度に基づく助成金は、事業主等が障害者の雇用にあたって、施設・設備の整備等や適切な雇用管理を図るための特別な措置を行わなければ、障害者の新規雇入れや雇用の継続が困難であると認められる場合に、これらの事業主等に対して予算の範囲内で助成金を支給することにより、その一時的な経済的負担を軽減し、障害者の雇用の促進や雇用の継続を図ることを目的とするものです。

### 主な助成金

① **障害者作業施設設置等助成金**  
(施設、設備を設置・整備する)



② **障害者介助等助成金**  
(介助等を行う)



③ **重度障害者等通勤対策助成金**  
(通勤を容易にする)



事業主が障害者を新規雇入れ・雇用継続をするために特別な措置 (※)を行う場合に、助成金を支給することにより、**事業主の経済的負担を軽減し、障害者の雇用促進・雇用継続を図る**ことを目的とするものです。

#### ※ポイント※

雇入れるだけではダメ！

**障害者の障害に応じた特別な措置**を行う必要があります。

## 障害者作業施設設置等助成金

### (作業施設、作業設備等の整備を行う事業主の方への助成金)

障害者を労働者として雇い入れるか継続して雇用している事業主が、その障害者が障害を克服し、作業を容易に行うことができるよう配慮された作業施設、就労を容易にするために配慮されたトイレ、スロープ等の附帯施設もしくは作業を容易にするために配慮された**作業設備の設置または整備を行う場合に**、その費用の一部を助成するものです。

## 障害者介助等助成金

### (雇用管理のために必要な介助等の措置を行う事業主の方への助成金)

重度身体障害者または就職が特に困難と認められる身体障害者を労働者として雇い入れるか継続して雇用している事業主が、障害の種類や程度に応じた適切な雇用管理のために必要な**介助等の措置を実施する場合に**、その費用の一部を助成するものです。

## 重度障害者等通勤対策助成金

### (通勤を容易にするための措置を行う事業主の方への助成金)

重度身体障害者、知的障害者、精神障害者または通勤が特に困難と認められる身体障害者を労働者として雇い入れるまたは継続して雇用する事業主、またはこれらの重度障害者等を雇用している事業主を構成員とする事業主の団体が、これらの者の**通勤を容易にするための措置を行う場合に**その費用の一部を助成するものです。

## 障害者職場実習支援事業

### (初めて障害者の職場実習を行う事業主の方への支援)

障害者を雇用したことがない事業主または精神障害者を雇用したことがない事業主が**職場実習を計画し実習生を受け入れた場合に**、謝金等を支給するものです。

※ 障害者雇用納付金制度に基づく助成金について、助成金ごとに支給に係る要件等が定められておりますので、詳細は下記へお問い合わせください。

※ 助成金については機構ホームページでも情報提供しております。

⇒<http://www.jeed.or.jp/disability/subsidy/>



お問い合わせ先／独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構  
京都支部 高齢・障害者業務課  
〒617-0843 京都府長岡京市友岡1丁目2番1号  
ポリテクセンター京都 2階  
TEL : 075-951-7481 FAX : 075-951-7483

R.2.6